第四条第一項第一号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
第四条第一項第一号ニ(2)	（略）	（略）	
第四条第一項第一号ニ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
（略）	（略）	（略）	
第四条第一項第二号ロ(2)	（略）	（略）	
第四条第一項第二号ロ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
第四条第一項第二号ハ(2)	（略）	（略）	
第四条第一項第二号ハ(3)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
第四条第一項第三号ロ(2)	（略）	（略）	
第四条第一項第三号ハ(1)	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五第一項に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。第七条第一項第三号ハ(1)において同じ。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額	
第四条第一項第三号ハ(2)	第七十二条の三の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三の三第一項	
（略）	（略）	（略）	

（新設）	第四条第一項第一号ニ(2)	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	
第四条第一項第二号ロ(2)	（略）	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）	
第四条第一項第二号ハ(2)	（略）	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）	
第四条第一項第三号ロ(2)	（略）	（略）	
第四条第一項第三号ハ	繰入金に相当する額	繰入金及び当該年度に納付すべき法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）に係る保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課額のうち介護納付金賦課額として賦課された額を施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五第一項に定める基準（施行令第二十九条の七の二第二項又は同法第七百三条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の保険料を減額する場合においては、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第五項第一号から第五号まで又は同法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準とする。第七条第一項第三号ハにおいて同じ。）に従い減額するものとした場合に減額することとなる額に相当する額の合算額	
（新設）	（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	